

立科町下水道事業 水の官民連携（ウォーターPPP）導入検討に関する民間市場調査（マーケットサウンディング）における質問及び回答

NO	区 分	質 問	回 答
1	全体について	更新支援型とされているが、「改築工事」とは施工監理業務を指す認識でよいか確認したい。	更新支援型はあくまでも事業スキーム案のため、更新実施型を選択した場合または更新実施型へ協議の上、途中で移行となった場合も含め改築工事について可否を伺うもの。
2	全体について	修繕については、性能発注の性質上、従来の町単独発注より修繕費が高額化する可能性が高いと考えられるが、その点についての認識を伺いたい。	性能発注であっても、全ての修繕を受託者の業務範囲とするかは検討中であり、修繕については、従来の方式である町単独発注での実施を念頭に事業期間全体の費用も踏まえる必要があると考えている。
3	全体について	苦情対応（窓口対応を含む）について、実務上の第一報は自治体が受理すると考えるが、受託者は二次対応からを想定しているのか確認したい。	苦情対応（窓口対応を含む）については、必ずしも町が第一報を受けるとは限らず、内容によっては早期対応が求められる事案もあるため二次対応にのみ限らない。ただし、基本的にはご認識のとおりとなる想定。
4	全体について	対象業務における「モニタリング業務」とは、受託者によるセルフモニタリングを指すのか、具体的な内容を示してほしい。	モニタリング手法については現在検討中ではあるが、参考資料 6.用語解説「モニタリング」にて解説している内容を、本業務の受託者として自ら行うものではなく、受託者の業務を監視する第三者の立場として、モニタリング業務のみを請け負うことが可能か、その可否を確認している。
5	処理場について	対象業務における「異常・災害対応」について、具体的な対応範囲、官民の責任区分、費用負担を明確化してほしい。	主には維持管理上において発生する機器等の故障や、地震・風水害等により施設の運用に支障をきたす事案に対して、通常の処理を継続するにあたり、受託者は初動対応および被害拡大防止を担うことを想定している。 受託業者の落ち度によるものであれば当然に責任を追及することとなるが、原則として、不可抗力に該当する災害等への対応・費用負担は、発注者と受託者での協議とすることおよび通常想定される対応範囲を超える業務か否かを踏まえ、適切なリスク分担となるよう検討している。
6	処理場について	汚泥処理について、長野県では汚泥の排出者責任が自治体に残ることを踏まえ、受託者が想定する具体的な業務内容を示してほしい。また、「処理」とは具体的にどの工程（収集・運搬・中間処理・最終処分等）を指すのか明確にしてほしい。	当町の処理については収集し、川西保健衛生施設組合への運搬のみを行っており、中間処理および最終処分は当町の業務として行っていないため、これに準ずる予定としている。
7	管路施設について	管路施設業務は、仕様発注となるのか、性能発注となるのか確認したい。	性能発注を検討している。
8	管路施設について	性能発注とする場合、リスク分担（修繕範囲、劣化要因、不可抗力等）をどのように整理しているか示してほしい。	その原因を管理できる側が負担することを原則と考えており、維持管理上の不備なのか、経年劣化や第三者行為による損傷、災害等の責めに帰さない不可抗力か等を区分するとして検討している。
9	管路施設について	公共汚水桝の点検・調査について、想定する具体的な点検内容と、町が現在実施している内容および年間件数を開示してほしい。	主に、本管の布設替え等を行う際の設計に必要な現況確認として、公共汚水桝の位置、構造、深さ、取付管の接続状況、破損・劣化状況等を確認することを想定している。 現在、単独で計画的に点検・調査は実施してはならず、不具合が出た際に確認に伺うのみに留まっている。特にこれに限定し、実施しているわけではないため対応の可否を問うもの。
10	管路施設について	不明水調査における管理指標（要求水準）はどのような内容を想定しているか示してほしい。	流量調査等による不明水発生区域の特定、原因分析、優先順位付けおよび対策案の提示を想定している。ご提案可能な施策があれば併せて回答いただきたい。
11	管路施設について	「目視調査」とは、マンホール内部の目視点検を指す認識でよいか確認したい。	ご認識のとおり。法に基づき義務付けられている主に腐食するおそれが大きい排水施設（管路等）について、「5年に1回以上」行う定期点検を指す。
12	経営・計画について	事業計画策定において、農業集落排水施設の統廃合（農集統廃合）を含むのか確認したい。	農業集落排水施設の統廃合における事業計画策定までを含む想定はしていないが、統合による下水道事業計画の改定や統合検討における協議については参画していただく予定。独自に受託が可能であればご提案いただきたい。

立科町下水道事業　水の官民連携（ウォーターPPP）導入検討に関する民間市場調査（マーケットサウンディング）における質問及び回答

NO	区 分	質 問	回 答
13	営業・事務について	窓口、徴収・検針業務、使用料関係業務、給排水業務には、水道分野の業務も含まれる認識でよいか確認したい。	ご認識のとおり。
14	営業・事務について	給排水設備工事における責任区分（業者・施主への説明責任、検査責任、受益者負担金の取扱）を明確に示してほしい。	事案によるところではあるが、町が行うべき行政事務に関する対外的な責任は、原則として町が負うと考える一方、受託者の説明誤り、確認漏れ、検査手順の不履行など、受託者の責めに帰すべき事由により不具合や損害が生じた場合は、契約に基づき、受託者に是正対応や費用負担、損害賠償等を求めることとなると思慮される。
15	営業・事務について	立科町規模の場合、営業・事務などのスポット業務に対して人件費の確保が困難と考えられるが、この部分の費用は人件費ベースで見込んでよいか確認したい。	本調査においては受託の可否をアンケート調査しているものであるため、ご提案の算出方法について遮るものではない。
16	その他について	国の官民連携方針では、近隣自治体との広域連携が目的の一つとされているが、本事業においては広域連携の検討を行っていない理由を示してほしい。	実施時期の統一は難しいと考えているところであり、現時点では当町のみで請け負いに限定する予定はなく、近隣自治体の業務を請け負うことも可能とした場合、スケールメリットが図られるのならば、形を変えた広域連携と言えるのではと考えているため、アンケート5.（7）の設問でお伺いしているところ。
17	全体について	マーケットサウンディング参考資料18ページ「4-2. 対象施設」には、立科浄化管理センター、マンホールポンプ場17箇所、宅内グライNDERポンプ1箇所及び汚水管路約36,487mが記載されています。 今回検討されているウォーターPPPの対象施設及び対象区域は、同ページに示された立科処理区の範囲であり、現時点では茂田井処理区や農業集落排水施設は対象に含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり。ただし、今後において追加される場合や、農業集落排水施設の立科浄化管理センターへの施設統合による処理量の増加等は考えられるため、その際は別途協議を受託者を行う予定としている。 なお、茂田井処理区は当町が事業主体ではないため、ウォーターPPPへは内包しない見込み。
18	営業・事務について	マーケットサウンディング参考資料19ページ「4-3. 対象業務」のうち、「営業・事務」の主な業務内容として記載されている「給排水業務」とは、具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。 給水装置及び排水設備に関する申請受付・審査、工事検査、指定工事事業者への対応等を指すものか、また、上水道と下水道の双方に関する業務を含む想定であるかについて、ご教示ください。	ご認識のとおりであり、一体的に行うことが効率的と思われるため、上下水道に関する業務として想定している。